

須坂市障害福祉計画

平成 24 年度～平成 26 年度（第 3 期）

平成 24 年 3 月

須 坂 市



総 論

第1 章	計画策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠	1
3	障害者自立支援法の概要	2
4	障がい者等の状況	5
第2 章	計画の概要	
1	基本理念	7
2	計画の目的及び特色	7
3	計画の期間	8
4	平成26年度の目標値	8
5	第3期計画の理念	9



各 論

第1 章	障害福祉サービスの充実のために	
1	訪問系サービス	11
	（1）訪問系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
2	日中活動系サービス	12
	（1）日中活動系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
3	居住系サービス	14
	（1）居住系サービスの概要	
	（2）サービス見込量	
4	相談支援	15
	（1）相談支援の概要	
	（2）見込量	
第2 章	地域生活支援の充実のために	
1	必須事業	16
	（1）必須事業の概要	
	（2）サービス見込量	
2	任意事業	18
	（1）任意事業の概要	
	（2）サービス見込量	
第3 章	サービス確保のために	
1	自立支援給付	19
2	地域生活支援	19
	須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱	21
	須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿	22

総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 計画の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障がい者福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から利用者の希望による契約制度へと転換した支援費制度のもとで、サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、サービス供給体制が地域により異なっていること、精神障がい者に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることなど、支援費制度には解決すべき課題が多くありました。

このような状況を背景に、障害福祉サービスの一元化、サービス体系の再編、就労支援の強化、障害程度区分の導入、安定的な財源の確保などを主な内容とした障害者自立支援法が成立しました。

本計画は、障がい者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業を計画的に提供するため、そのサービス提供体制の整備等について策定するものです。

計画年度終了時には、実績について点検するとともに評価をします。

2 法令等の根拠

この計画は障害者自立支援法第 88 条に規定されており、同法では、基本方針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めるものとしています。 また、定める具体的な事項として次の4項目が掲げられています。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 1 の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

障害者自立支援法第 88 条第1項

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 障害者自立支援法の概要

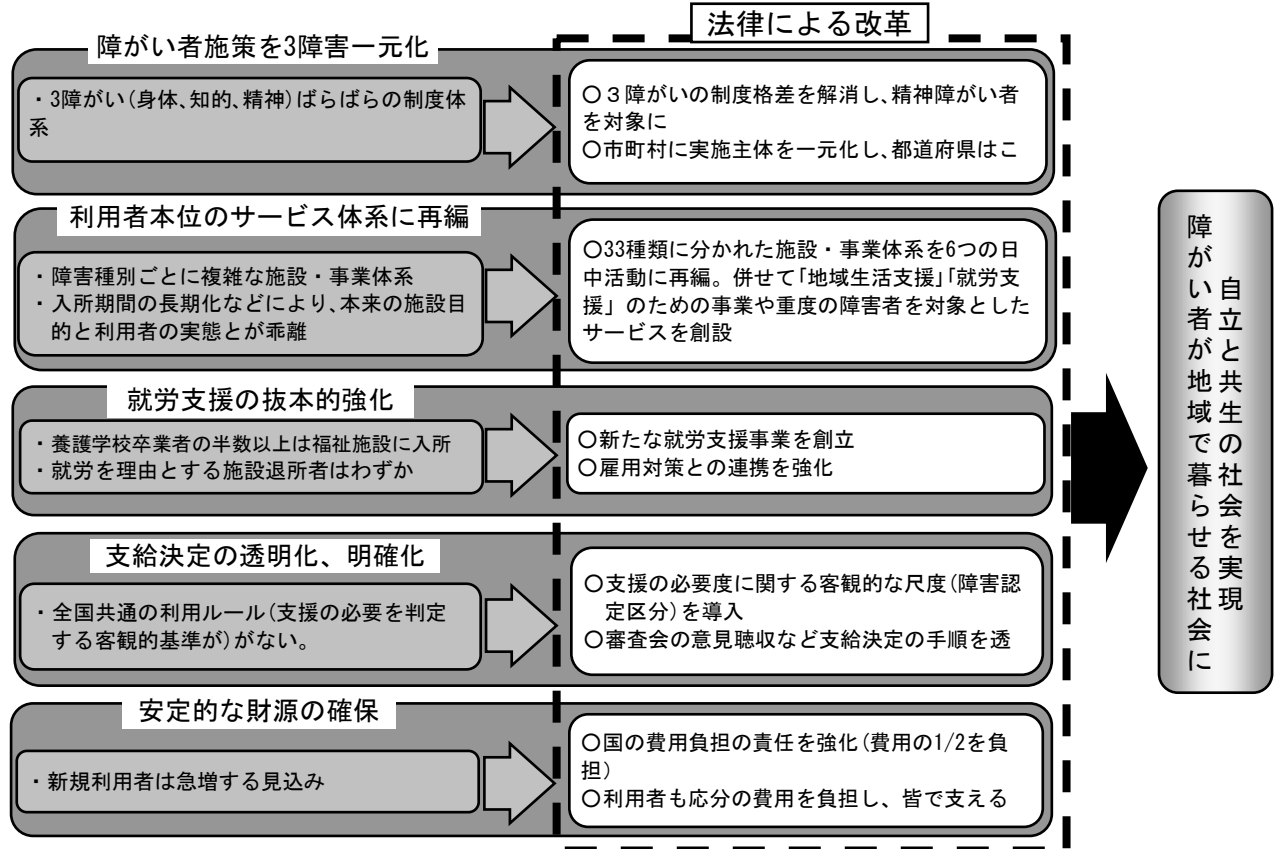
支援費制度の「自己決定と自己選択」、「利用者本位」の理念を継承しつつ、障がいのある人もない人も共に等しく日常生活、社会生活をおくることができる社会を目指す※ノーマライゼーションの理念の下、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うこととした障害者自立支援法は、平成17年10月成立し、平成18年4月一部施行、同年10月全面施行されました。同法は平成22年12月一部改正され、平成23年10月に同行援護等が一部施行、平成24年4月から相談支援の充実、利用者負担の見直し等が全面施行されます。また、国では障害者自立支援法に代わる新たな法律を平成25年8月施行を目指し進めています。

○ 障害者自立支援法の施行に伴う障がい者に対する改正点は、次の5点に整理されます。

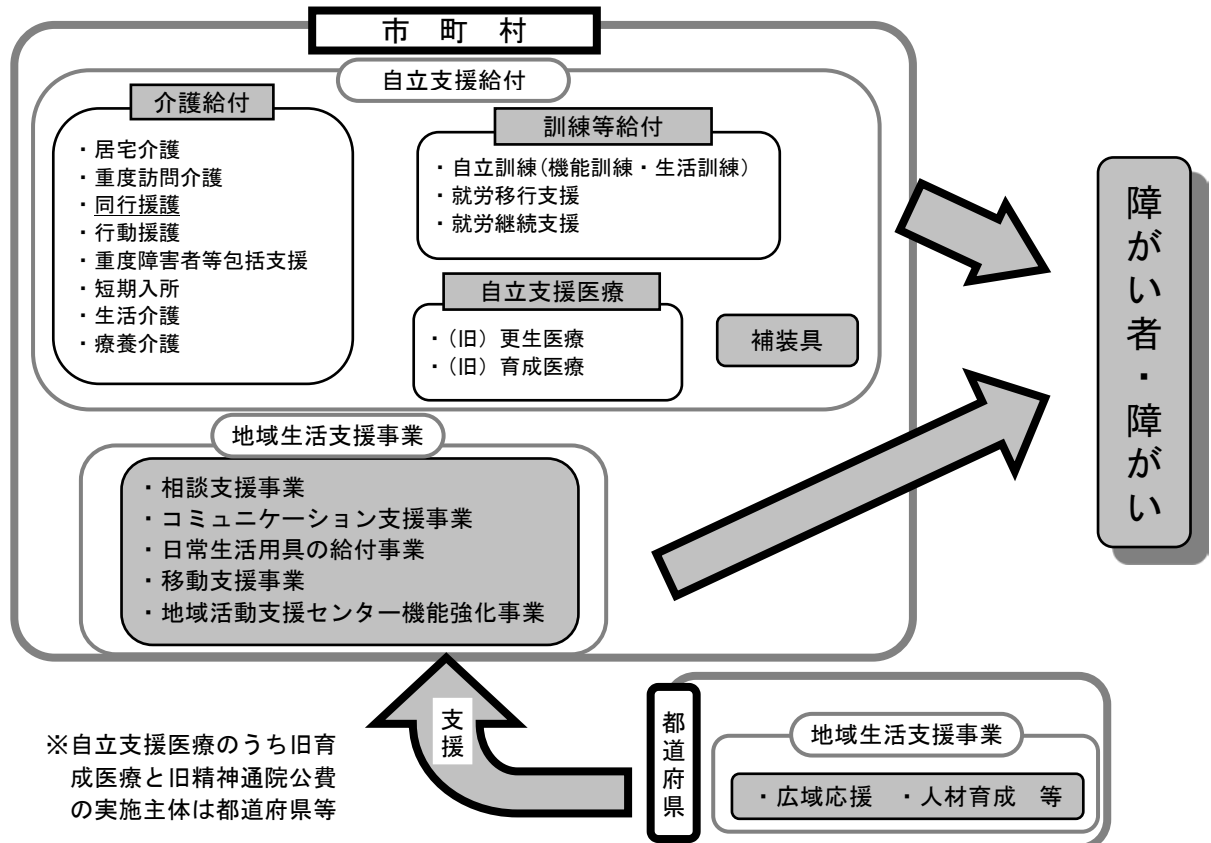
- ① 障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がい者が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。
- ② 障がい者に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
- ③ サービスを利用する人も含めて、制度を全体で支え合うためにサービスの利用量と所得に応じた費用負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化し、必要なサービスを計画的に行うよう充実させる。
- ④ 就労支援について抜本的に強化する。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者等社会的不利を負う人を当然に包含するのが通常の社会であり、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする考え方、方法。北欧から世界に広がった、障がい者福祉の最も重要な理念。

障害者自立支援法のポイント

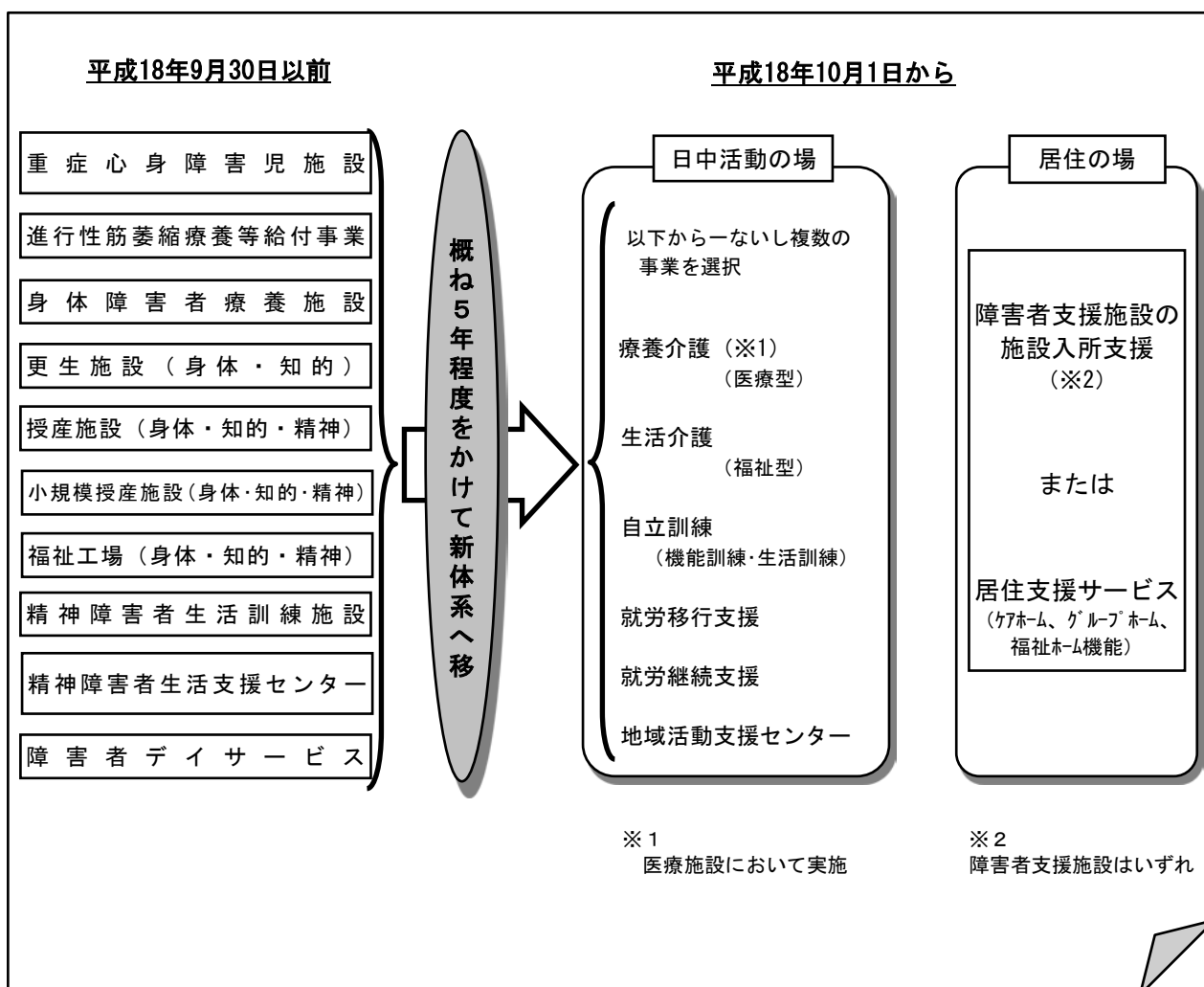


障がいの種別にかかわらず、身近な市町村が責任をもって一元化にサービスを提供していきます。市町村は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2事業を実施します。



サービス体系の再編に当たっては、利用者本位の視点から、例えば障がいの重い利用者に配慮した「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」などの新たなサービスも創設。また、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分けて、それぞれ独立したサービスを整備しました。例えば入所施設も、施設での24時間連続した生活ではなく、地域と交わる暮らしへと変わっていくことが想定されます。

この新体系の下でのサービスは、平成18年10月から展開していますが、平成24年4月から完全移行します。

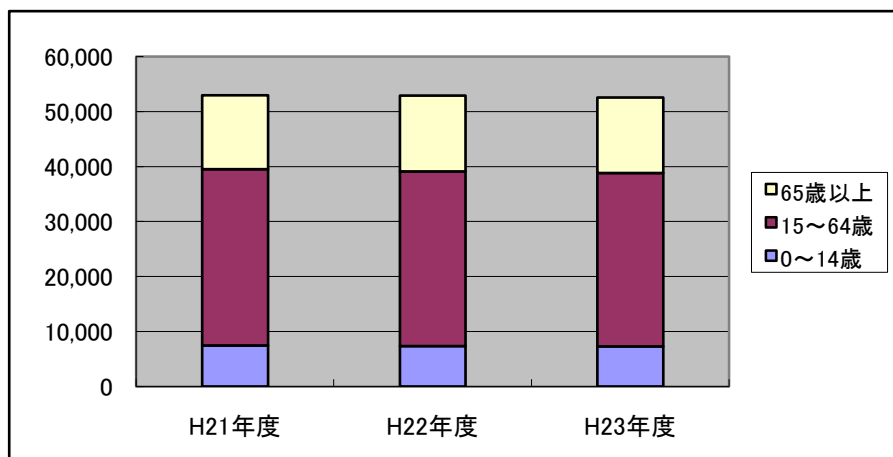


4 障害者等の状況

(1) 須坂市の人口構造

須坂市の人口は平成11年以降減少傾向が続き、23年度時点での人口は21年度に対して413人(約0.6%)の減少となります。

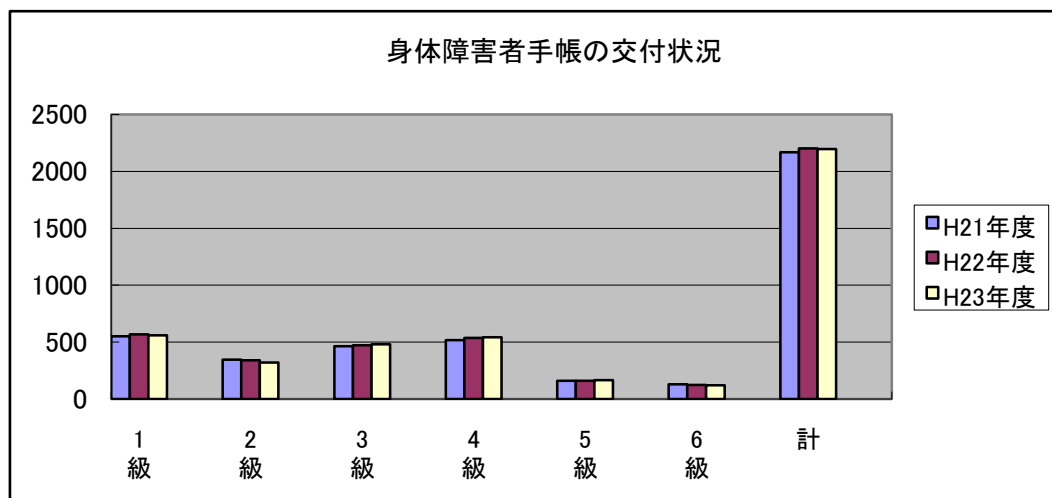
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計
H21年度	7,438 人	32,098 人	13,430 人	52,966 人
H22年度	7,313 人	31,800 人	13,758 人	52,871 人
H23年度	7,258 人	31,535 人	13,760 人	52,553 人



(2) 身体障害者手帳の交付状況

須坂市の過去3か年における等級別身体障害者手帳の交付状況は以下のとおりです。
全体数値としては21年度の交付件数2,167人に対し23年度は2,196人で、29人(対比1.3%)の増となります。

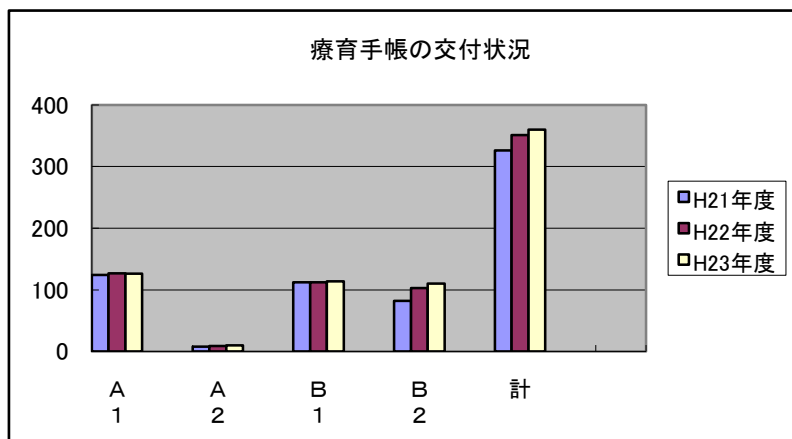
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H21年度	550 人	346 人	464 人	517 人	160 人	130 人	2,167 人
H22年度	567 人	340 人	472 人	537 人	161 人	125 人	2,202 人
H23年度	561 人	321 人	482 人	543 人	167 人	122 人	2,196 人



(3) 療育手帳の交付状況

須坂市の過去3か年における等級別療育手帳の交付状況は以下のとおりです。全体数値としては21年度の交付件数326人に対し23年度は360人で、34人(対比10.4%)の増となります。

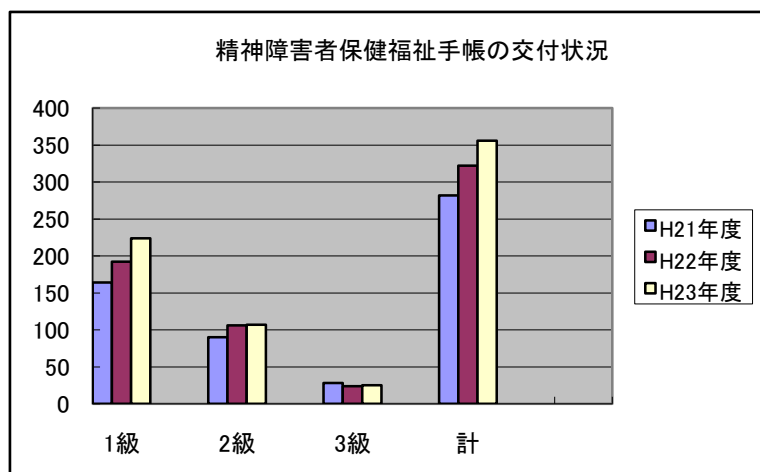
	A1	A2	B1	B2	計
H21年度	124 人	8 人	112 人	82 人	326 人
H22年度	127 人	9 人	112 人	103 人	351 人
H23年度	126 人	10 人	114 人	110 人	360 人



(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

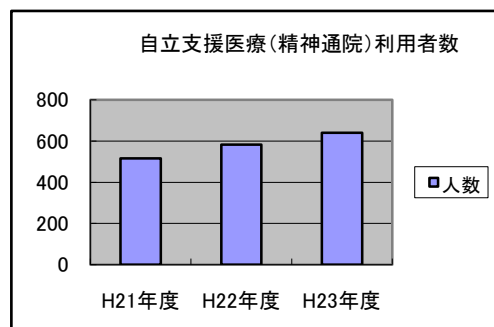
須坂市の過去3か年における等級別精神障害者保健福祉手帳の交付状況は以下のとおりです。全体数値としては21年度の交付件数282人に対し23年度は356人で、74人(対比26.2%)の増となります。

	1級	2級	3級	計
H21年度	164 人	90 人	28 人	282 人
H22年度	192 人	106 人	24 人	322 人
H23年度	224 人	107 人	25 人	356 人



(5) 自立支援医療(精神通院)利用者数

	人数
H21年度	516 人
H22年度	583 人
H23年度	640 人



第2章 計画の概要

1 基本理念

障害福祉計画の策定に当たって、国の策定方針では「障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画を策定することが必要である。」とされています。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別を問わず、また重度の障がいであっても障がい者が自らその居住する場所を選択し、障害福祉サービスなどの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

(2) 3障害に係る制度の一元化等での総合的なサービス提供の推進

これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障がい者への福祉サービスと精神障がい者に対する福祉サービスが一元化されました。また、発達障がい者についても福祉サービスの対象となりました。市は、今後サービス提供の実施主体として、障害福祉サービスなどの総合的な提供体制の充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援などの新しいサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した利用者本位の障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

2 計画の目的及び特色

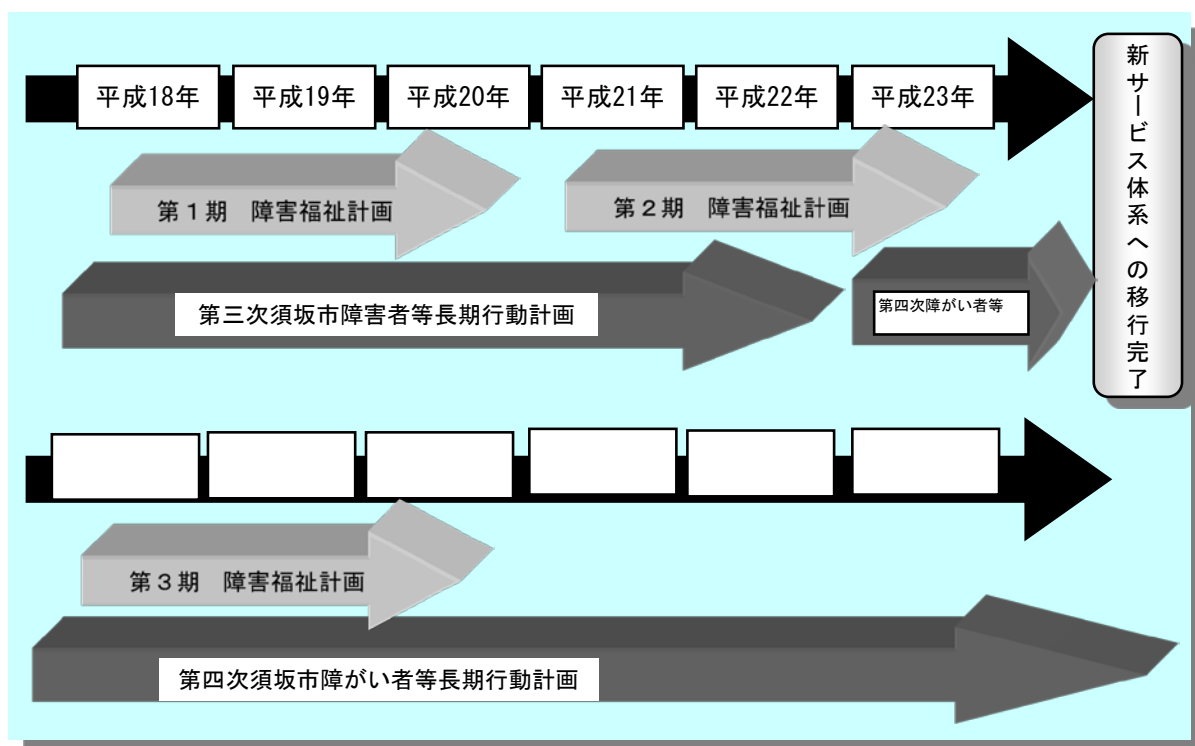
本市では、平成22年にリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を市民に定着させ、「障がいが重くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」こと、「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会をめざして」を基本目標に第四次須坂市障がい者等長期行動計画を策定し、健康福祉のまちの実現に努めてきました。

平成18年度から施行された「障害者自立支援法」では、自立支援のための障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、市町村に障害福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、第四次須坂市障がい者等長期行動計画を基本として、サービスの見込量を推計し、その見込量確保のための方策などを設定し、計画的に障がい者の自立のための施策を実施するよう策定するものです。

3 計画の期間

障害福祉計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度を目標とし、その前半となる平成18年度から平成20年度までを第1期、後半の平成21年度から平成23年度までを第2期として策定。この間の社会保障制度全般の改革動向や市を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえるとともに、これまでの実績を検証し必要な見直しを平成23年度に行ったうえで、平成24年度から平成26年度までを第3期として策定することとします。



4 平成26年度の目標値

障がい者等の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、平成26年度の数値目標を、次のように設定します。

	平成17年度 の状況	平成26年度 の状況	備 考
施設入所者の地域 生活への移行	65 人 (施設入所者数)	30 人	平成17年度入所者の38% 以上を目標
退院可能精神障害 の地域生活への移行	0 人	3 人	長野県全体で304人が目 標
福祉施設から一般 就労への移行	1 人	10 人	平成17年度実績の2.4倍 を目標

【目標値設定の考え方】

◎施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成17年度施設入所者数の30%以上がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することを目標値としています。

県では、施設入所者数の18%以上を目標値としています。

当市では、これまでの実績と今後の地域移行状況を基に、目標値を30人（46.2%）としました。

◎退院可能精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指しています。

県では、全体で304人以上を目標値としています。

当市では、県で調査した退院可能精神障害者数を基に、目標値を3人としました。

◎福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する者を平成17年度時点の4倍以上とすることを目指しています。

県では、2.4倍以上を目標値としています。

当市では、就労支援等を行う事業所と連携を図りながら目標値を10人と定め、推進していきます。

5 第3期計画の理念

須高地域自立支援協議会を中核とし、関係機関が連携する中で、相談支援事業をより充実するよう進める。就労支援については、同協議会の専門部会を中心に関係機関と連携し、企業の一層の理解を得るよう啓発しながら一般就労に向けての取組みを進めます。また、障害者の虐待防止のため、関係機関で構成されるネットワークを活用します。

各 論

第1章 障害福祉サービスの充実のために

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援

第2章 地域生活支援の充実のために

- 1 必須事業
- 2 任意事業

第3章 サービス確保のために

- 1 自立支援給付
- 2 地域生活支援

第1章 障害福祉サービスの充実のために

1 訪問系サービス

住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことが誰でもできるよう、障がい者等に訪問系サービスを提供します。

訪問系サービスを充実させるために次のとおりサービス見込量を設定します。

(1) 訪問系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
同行援護	介護給付	移動に困難を有するする視覚障害者に、外出時に同行し移動の支援を行います。
行動援護	介護給付	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※ 同行援護は平成23年10月から施行

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間分	1,254	1,380	1,408	1,438
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					
短期入所(ショートステイ)	人日分	119	123	125	130

※ 同行援護は平成23年10月から施行

※時間分：1か月間に必要とされるサービス提供時間数

※人日分：1か月間に必要とされるサービス提供延べ利用人数

【目標値設定の考え方】

◎ 見込量については、過年度支給量の実績と伸び率を参考に設定しました。

2 日中活動系サービス

地域で障害福祉サービスを希望する障がい者に、日中活動系サービスを提供します。
施設福祉サービスの充実、雇用・就業の促進を図るため、日中活動系サービスの見込量を次のとおり設定します。

(1) 日中活動系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 ※(A型、B型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

※A型：雇用型 B型：非雇用型

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日分	944	1300	1,320	1,350
療養介護	人分		10	10	10
自立訓練(機能訓練)	人日分	62	64	65	66
自立訓練(生活訓練)	人日分	33	35	35	35
就労移行支援	人日分	295	810	825	840
就労継続支援(A型)	人日分	280	290	295	300
就労継続支援(B型)	人日分	672	896	923	950

※人日分：1か月間に必要とされるサービス提供延べ利用人数
新体系での定員×22日（施設稼働日数）

※人 分：1か月間の利用人数

【目標値設定の考え方】

- ◎見込量については、新体系への移行内容と過年度の支給量の実績と伸び率を参考に、目標値を設定しました。

3 居住系サービス

地域での居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所、入院から地域への移行を進めます。

グループホーム、ケアホームの充実及び施設福祉サービスの充実を図り、居住系サービスの見込量を次のとおり設定します。

(1) 居住系サービスの概要

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	介護給付	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

(2) サービス見込量

(定員数)

サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	51	60	65	70
共同生活介護 (ケアホーム)					
施設入所支援	人分	20	68	69	70

【目標値設定の考え方】

◎グループホーム、ケアホームの見込量については、これまでの実績と施設入所から移行、退院可能精神障害者の移行、居宅からグループホーム、ケアホームへ入居する見込を設定しました。

◎施設入所支援の見込量については、これまでの実績と新体系移行状況により設定しました。

4 相談支援

(1) 相談支援の概要

障がい者等の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため対象者を拡大し、相談支援体制の一層の整備を図ります。

サービス利用計画作成の対象となる見込量を次のとおり設定します。

【対象となる障がい者等】

- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障がい児・者
- ・ 平成24年度～平成26年度の3カ年で、すべての対象者に実施。

(2) サービス見込量

(月間)

サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
サービス利用計画作成	人分	9	80	110	110

※人分：1か月間に必要とされる人数

【目標値設定の考え方】

◎障害福祉サービス利用者を3カ年で実施する予定数。

第2章 地域生活支援の充実のために

1 必須事業

障がい者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、全国の市町村で均一の障害福祉サービスを提供することとしています。
地域生活支援の必須事業として、次のとおり設定します。

(1) 必須事業の概要

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障がいに応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、相談に応じ必要な情報提供などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいがあり、日常生活や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいがある人に対し、自立した日常生活や社会生活をするために日常生活用具が必要な人に給付を行います。
移動支援事業	屋外では移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。
地域活動支援センター	地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、生活訓練、社会適応訓練などの生活支援、相談支援などを行います。

(2) サービス見込量

(年間)

サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	事業所	4	6	7	8
	自立支援協議会	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業	実設置見込者数	1	1	1	1
	実利用見込者数	25	25	25	25
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件数	6	6	6	6
自立生活支援用具	件数	16	16	16	16
在宅療養等支援用具	件数	7	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	5	8	8	8
排せつ管理支援用具	件数	79	82	83	85
在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	0	1	1	1
移動支援事業	実人数 時間数	99 15,741	105 16,700	108 17,200	111 17,700
地域活動支援センター(自市町村設置分)					
I 型(相談支援等)					
II 型(旧デイサービス)					
III 型(旧小規模授産)	箇所数 延人数	1 2,880	1 2,980	2 3,000	2 3,000
地域活動支援センター(他市町村設置分)	箇所数 延人数	2 288	2 300	2 300	2 300

※1年間に必要とされるサービス提供量

【目標値設定の考え方】

- ◎相談支援事業については、須高地域障害者支援センター、ピアハウス、みらい及びピユアで実施。
- ◎コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、過年度の実績及び伸び率を参考に設定しました。
- ◎地域活動支援センターⅢ型については、平成19年4月からピアハウスが実施。

2 任意事業

障がい者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、須坂市独自で地域生活支援の任意事業として、次の障害福祉サービスを提供します。

(1) 任意事業の概要

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家族の介護のみでは入浴が困難な重度心身障害者等を対象に、移動入浴車による入浴サービスを行います。
自動車運転免許取得費助成 及び 自動車改造助成	身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要な経費や自動車の改造に必要な経費を助成します。

(2) サービス見込量

		(年間)			
サービス名	単位	22年度	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	箇所数	8	8	10	10
	実人数	8	8	10	10
	時間数	1,442	1,500	1,500	1,500
訪問入浴サービス事業	箇所数	1	1	1	1
	実人数	1	2	2	2
	延人数	12	24	24	24
自動車運転免許取得費助成	実人数	1	2	2	2
自動車改造助成	実人数	2	2	2	2

【目標値設定の考え方】

- ◎日中一時支援事業については、過年度の支給量実績とタイムケア事業の伸び率を参考に設定しました。
- ◎訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造助成については、過年度の実績及び伸び率を参考に設定しました。

第3章 サービス確保のために

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を安定的に送るためには訪問系サービスがますます重要になってきます。

3 障害が一元化されたことから、障がいの特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともにサービス提供事業者と連携し、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、須高地域障害者支援センターや関係機関等と連携するとともに、ジョブコーチの活用を図る等就労支援に努めます。また、就労した障害者のサポート体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」としてのグループホーム及びケアホームなどの計画的な整備推進が必要となります。地域移行の状況や整備予定計画を把握し、適切なサービスの提供に努めるとともに、施設整備に対し支援をします。

(4) 相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者にサービス利用計画を作成します。また、継続的及び計画的にサービスを提供できるよう、相談事業者の充実に努めます。

2 地域生活支援

(1) 必須事業

ア 相談支援事業

須高地域自立支援協議会を地域の相談支援事業の中核とし、関係者・関係機関によるケア会議、ネットワーク等相談支援体制を充実させる。また、障がいのある方の地域生活をより効果的に支援するため、サービス利用計画をすべての対象者に実施する。また、精神障害者の地域移行については、圏域毎に配

置されている退院支援コーディネーターと連携を図りながら進めていきます。

イ コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障害者に手話通訳者等派遣を無料で実施していますが、派遣事業をより充実させるため通訳者等の人材養成を一層推進します。

ウ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費を助成し障害者の自立に向けた支援に努めます。

エ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がいのある人の移動支援を行います。

オ 地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援します。

(2) 任意事業

ア 日中一時支援事業

日中一時支援事業を提供する事業所を確保し、障がい者等に活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を充実します。

イ 訪問入浴サービス事業

障がい者及び世帯の状況等を把握し、適正なサービス提供に努めます。

須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱

（設置）

第1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び第三次須坂市障害者等長期行動計画（以下「行動計画」という。）の見直しにあたり、広く市民の意見を反映させるため、須坂市障害福祉計画策定等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（任務）

第2 懇話会の委員は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しに関し、意見又は提言を述べるものとする。

（組織）

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者

（2）学識経験者

（3）公募による市民のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4 懇話会の委員の任期は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しが終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員が互選する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するとき、市長が招集する。

2 懇話会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

平成23年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

職 名 (団 体 等)	氏 名
須坂市社会福祉協議会会長	◎ 吉 池 武
須坂市身体障害者福祉協会理事長	○ 飯 川 憲 一
須坂市はげみ会会長	黒 岩 恵 利 子
須坂市手をつなぐ育成会会長	松 本 善 雄
須坂市精神障害者家族会ときわ会会長	樋 口 妙 子
障害者支援施設須坂悠生寮寮長	塩 川 文 俊
須坂市ボランティア連絡協議会会長	神 屋 初 枝
須坂市民生児童委員協議会障害福祉部会長	菅 原 憲
須高医師会会長	大 峽 星 夫
須高地域障害者支援センター所長	富 岡 由 紀 子
地域活動支援センターピアハウス相談支援専門員	若 槻 千 穂
精神障害者授産施設ぶどうの家所長	丸 田 孝 雄
すこう福祉会理事長	山 口 長 志
夢工房福祉会常務理事	堀 川 勝 巳